

# 平成 29 年度

## 第 1 回 名寄市国民健康保険運営協議会議案

日 時 平成 30 年 2 月 14 日 (水)  
午後 6 時 30 分～  
場 所 駅前交流プラザよろーな  
会議室 4 (2 階)

### 会 議 次 第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 市長挨拶
4. 諮問「国民健康保険税 基礎(医療) 分の課税限度額の改正」について
5. 議事録署名委員の指名について
6. 審議案件
  - (1) 国民健康保険の都道府県単位化 (概要)
  - (2) 国保事業納付金・標準保険税率
  - (3) 都道府県単位化に伴う条例改正
  - (4) 諮問第 1 号 国民健康保険税賦課限度額改正について
  - (5) 保険税軽減判定所得の引上げについて
7. 報告案件
  - データヘルス計画 (素案)
8. その他
9. 閉 会

1 制度改正（持続可能な保険制度へ）

◆国保の構造的な課題

- ・高齢化により医療費が高い
- ・所得の低い加入者が多い
- ・医療費や保険税の地域差が大きい

制度改正

◆市町村個別の課題

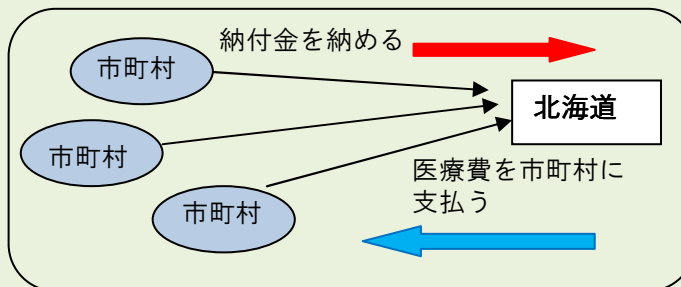
- ・法定外繰入及び赤字の解消
- ・医療費適正化の推進
- ・収納率の向上

【現行】市町村が個々に運営

- ・広域化による財政基盤の強化
- ・国の財政支援の拡充

保険税の決定や保険証の発行、資格の得喪、高額療養費の支払いなどの窓口業務は、これまでどおり市町村が行う

【平成30～】北海道と市町村が共同運営



改正による効果

- ◆負担の公平化  
保険税の平準化と「見える化」の推進
- ◆財政の安定化  
赤字の発生や繰入れの必要性が減少
- ◆事務の広域化  
標準システムの運用による国保事務の標準化及び効率化

2 北海道国民健康保険運営方針（平成29年8月北海道が策定）

◆方針策定の趣旨

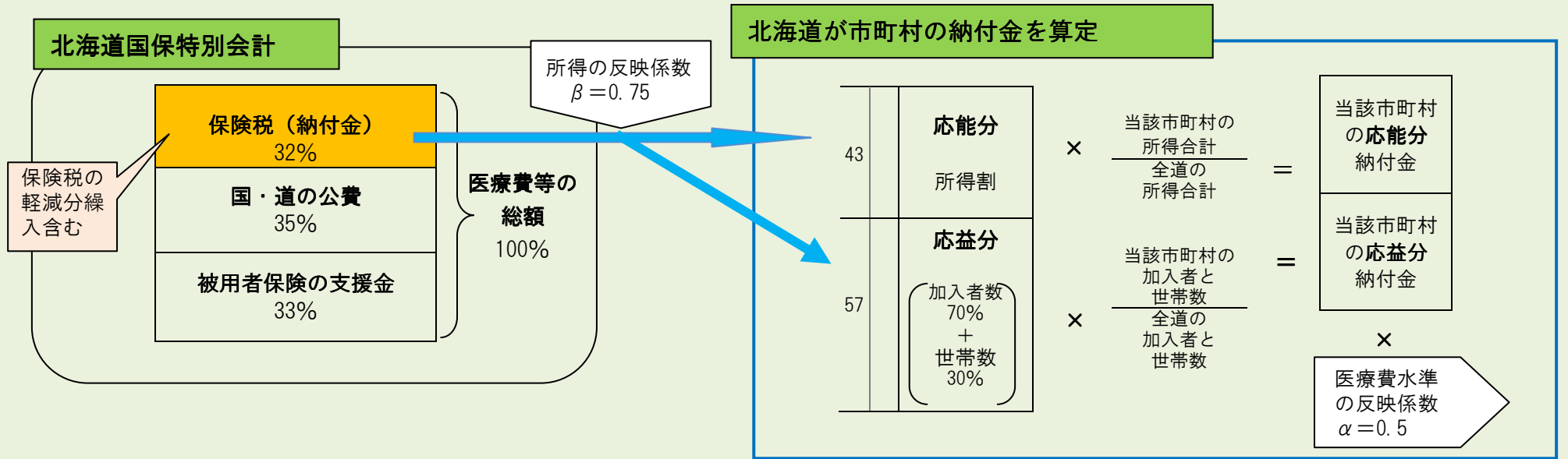
北海道と市町村が一体となり国保事務を運営するための統一的な方針として策定

- ◆パブリックコメント、道の運営協議会、市町村からの意見を踏まえ決定
- ◆国民健康保険法では「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。」と規定。
- ◆運営方針は3年ごとに検証を行い、その見直し内容を次期の方針に反映。

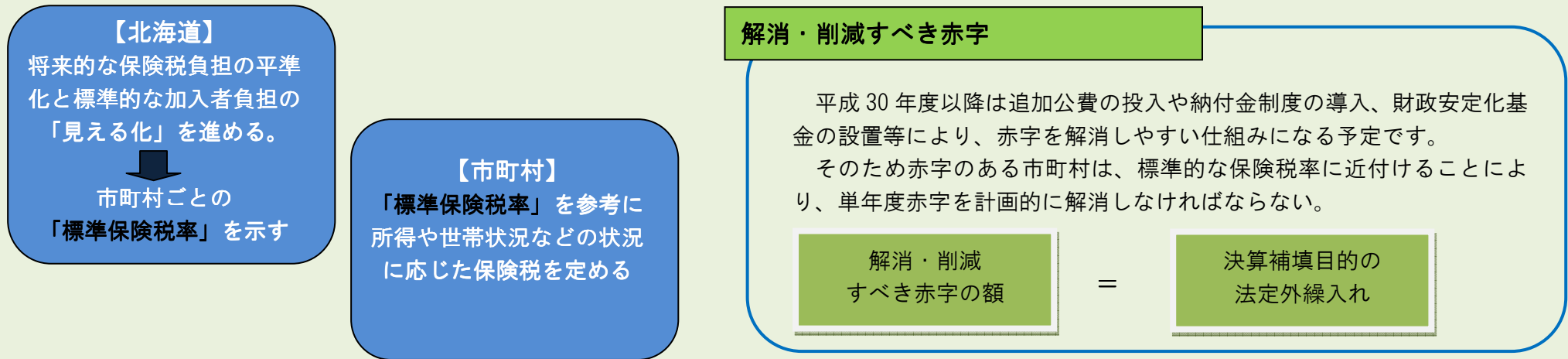
北海道国民健康保険運営方針の抜粋

章	主な内容	趣 旨
第1章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定目的、根拠規定</li> <li>・ 国保加入者等の役割・責務</li> <li>・ 運営方針の見直し、PDCA サイクルの確立</li> </ul>	<p>運営方針を策定する目的や根拠規定、国保加入者等の役割・責務など基本的な事項について記載。</p>
第2章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費の動向と将来の見通し</li> <li>赤字解消・削減の取組み、目標年次の設定</li> <li>・ 財政安定化基金の使用</li> </ul>	<p>医療費の見通しや財政収支の改善、赤字解消・削減の取組み及び財政安定化基金の使用についての基本的考え方等を定める。 ※財政安定化基金：保険税の収納不足となった場合に備え、貸付、交付を行う基金</p>
第3章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険税水準の統一</li> <li>・ 納付金の算定方法</li> <li>・ 激変緩和措置</li> <li>・ 標準的な保険税の算定方式等</li> <li>・ 納付金算定における葬祭費、出産育児一時金の取扱い <b>(葬祭費は3万円に統一 名寄市：2万円→3万円)</b></li> </ul>	<p>保険税水準の統一を目指す観点から、その定義を定める。将来的な保険税負担の平準化を進めるため、納付金算定上、市町村間の医療費水準の差を反映しない(<math>\alpha=0</math>)とする。 また、納付金算定が三方式(所得割、均等割、平等割)の要素のみとなり、全道で配分基準が統一されることをもって、保険税水準の統一と定義する。</p>
第4章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納対策</li> </ul>	<p>各市町村の実態や標準的な収納率を踏まえ収納率目標の設定や目標を達成するための取組み事項等を定める。</p>
第5章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道における保険給付の点検、事後調整</li> <li>・ 診療報酬明細書等の点検の充実強化</li> <li>・ 第三者求償の取組強化</li> </ul>	<p>保険給付の実務が法令に基づく統一的なルールに従って確実に行われ、必要な方に必要な保険給付が着実になされるよう取組む事項について定める。</p>
第6章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費の適正化に向けた取組</li> <li>・ 医療費適正化計画との関係</li> </ul>	<p>国保事業の財政運営において支出面の中心となる医療費について適正化を図るための取組事項を定める。</p>
第7章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組 (市町村事務処理システムのクラウド化)</li> </ul>	<p>市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化に向けた取組を定める。被保険者証の様式、有効期限等の統一、高齢受給者証との一体化</p>
第8章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健医療サービス及び福祉サービスとの連携</li> <li>・ 他計画との整合性</li> </ul>	<p>医療保険以外の道の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「医療計画」「障がい福祉計画」「健康増進計画」との連携等について、道及び市町村の取組を進める。</p>
第9章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道国民健康保険市町村連携会議の設置</li> <li>・ 北海道国民健康保険運営方針の見直し等</li> </ul>	<p>前述の事項を実施するために、市町村連携会議の設置・役割・運営方針の見直し等について定める。</p>

### 3 納付金制度の概要



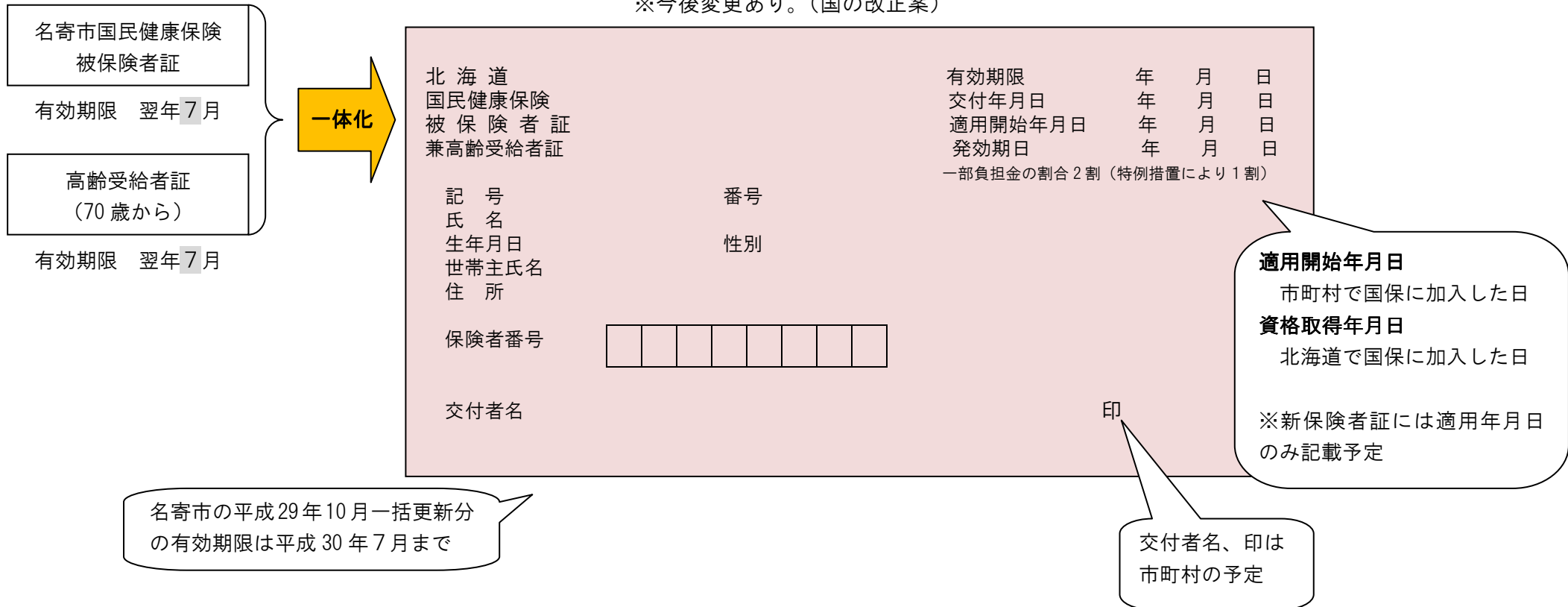
### 4 標準保険税率



## 被保険者証と高齢受給者証の一体化

- 北海道内の市町村全てで被保険者証と高齢受給者証を一体化する。
- 一体化にともない、平成30年度更新分から新たな様式に変更
- 被保険者証は平成30年度の一斉更新から新たなものになります。

新被保険者証のレイアウト（高齢受給権者証一体型）  
※今後変更あり。（国の改正案）



## 高額療養費の多数回該当に係る該当回数の引継

- 国保の加入者が北海道内の他の市町村に転居した場合、高額療養費の該当回数を引継ぐ。
- 転居月は、転出地と転入地における自己負担限度額がそれぞれ2分の1となる。
- 平成30年4月以降の療養において発生した高額療養費から適用

70歳未満の一般課税世帯の場合（課税標準所得210万円以下）

自己負担限度額 3回目まで（12ヶ月以内で） 57,600円、4回目以降 44,400円

30年度						31年度									
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
			○			○				○			○		

高額療養  
(1回目)

高額療養  
(2回目)

高額療養  
(3回目)

高額療養  
(多数該当)

5月にA市から  
B市に転居

自己負担限度額  
57,600円の場合

これまでは、それぞれの市町村の転出日で日割し、高額に該当した場合、市町村ごとに自己負担限度額を用いて計算  
自己負担額 57,600円×2

	4月	5月		6月	7月	8月
A市		自己負担限度額 28,800円				
B市			自己負担限度額 28,800円			自己負担限度額 44,400円

## 北海道内での基準の統一

### 出産育児一時金、葬祭費の支給額の統一

出産育児一時金の支給額を42万円（産科医療補償制度加入施設での出産）、葬祭費の支給額を3万円に統一し、保険給付費等交付金の対象として、納付金算定総額に含める。※道内の市町村において、出産育児一時金は42万円で統一されているが、葬祭費は1万から5万までばらつきがある。 ※名寄市は2万→3万

### 届出遅滞に係る遡及給付

被保険者は、国保の資格が発生した日から14日以内に届出を行う必要があるが、やむを得ず届出が遅れた場合、資格遡及日まで遡及して療養費を支給することができる。現在、市町村によって差異のある「やむを得ない理由の判断基準」について事務の標準化をすすめる。 ※マニュアルを作成

### 保険税の減免

保険税の減免については、市町村が地域事情を踏まえた減免基準を設けて運用しているが、財政運営が全道単位になることに伴い、市町村における運用に十分配慮しながら事務の標準化を進める。

### 一部負担金の減免

一部負担金の減免については、市町村において国の通知等に基づき、地域事情を踏まえた減免基準を設けて運用しているが、国の基準では明確でない部分もあり、事務処理に苦慮している現状を踏まえ、事務の標準化を進める。

## 国の財政支援について（約 3,400 億円）

### 平成 27 年度から拡充されている約 1,700 億円

※財源は、消費税増税分（5%→8%）

平成 27 年度から保険基盤安定制度の保険者支援分を拡充

#### 保険基盤安定制度（保険者支援分）とは

保険税の法定軽減措置の対象となる加入者の数に応じて名寄市に支援 ⇒ 保険税の引下げにつながる。

7 割軽減者数 × 一人あたり平均保険税算定額 × 12%  
5 割軽減者数 × 一人あたり平均保険税算定額 × 6%

拡充

7 割軽減者数 × 一人あたり平均保険税算定額 × 15%  
5 割軽減者数 × 一人あたり平均保険税算定額 × 14%  
2 割軽減者数 × 一人あたり平均保険税算定額 × 13%

### 平成 30 年度から拡充される約 1,700 億円

※財源は、後期高齢者支援金の全面総報酬割によって、これまで協会けんぽに入れていた国費が不要になるためその分を国保に投入

#### 保険者努力支援制度（予算規模約 800 億）

- ・市町村の保健事業の取組や特定健診受診率等の実績に応じて点数をつけて「点数 × 加入者数」で交付金を交付する制度
  - ・この交付金は納付金の財源とすることができるため、交付金を多く獲得すると、その分加入者の負担軽減を図ることが可能となる。
- （都道府県分 500 億円、市町村分 300 億円※別途特調より 200 億追加  
※平成 28 年度から前倒しで実施（市町村分）  
（平成 28 年度 150 億円、29 年度 250 億円）

名寄市の  
29 年度見込  
約 1,200 万円

#### 財政調整機能の強化（予算規模約 800 億）

- ・普通調整交付金 300 億円程度
- ・暫定措置分（都道府県分）300 億円程度
- ・特別調整交付金（都道府県分）100 億程度※既存分 100 億追加  
子供の被保険者数に応じた影響額
- ・特別調整交付金（市町村分）100 億程度※既存分 170 億追加  
精神疾患の医療費増分、非自発的失業者分

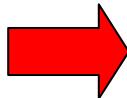


## 予算編成の状況

### 【歳入】

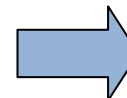
これまでの歳入	平成 30 年度～歳入
①保険税	1. 保険税
②国庫支出金	2. 北海道交付金
③療養給付費等交付金	・ 普通交付金
④前期高齢者交付金	・ 特別交付金
⑤道支出金	
⑥共同事業交付金	
⑦財産収入	3. 財産収入
⑧繰入金	4. 繰入金
⑨繰越金	5. 繰越
⑩諸収入	6. 諸収入
⑪連合会支出金	

国、北海道の  
交付金等



### 【歳出】

これまでの歳出	平成 30 年度～歳出
①総務費	1. 総務費
②保険給付費	2. 保険給付費
③後期高齢者支援金等	3. 納付金
④前期高齢者納付金	
⑤老人保健拠出金	
⑥介護納付金	
⑦共同事業拠出金	
⑧保健事業費	4. 保健事業費
⑨積立金	5. 積立金
⑩公債費	6. 公債費
⑪諸支出金	7. 諸支出金
⑫予備費	8. 予備費



#### 歳入

②～⑥のこれまで国、北海道から市に入っていた交付金等は、北海道に一括で入ることになり、市町村は2. 北海道交付金として受ける。

北海道の交付金は普通交付金と特別交付金の2種類

- ・ 普通交付金＝医療費分（歳出 2. の保険給付費と同額）
- ・ 特別交付金＝保険者努力支援など市町村の医療費適正化事業への取組状況に応じて交付される。

#### 歳出

③～⑦の支援金、納付金等は北海道が直接支払うことになるため市町村の支出はなくなる。

- 2. 保険給付費は、医療費の支払い分
- 3. 納付金は、保険税と交付金などを合わせて北海道に支払う

## 国保事業費納付金・標準保険税率

### 仮算定及び本算定の経過と結果

都道府県単位化後は、北海道全体に必要な医療費などに要する費用に充てるため市町村は北海道に納付金を納付します。

また、北海道は市町村の国保運営に必要なとなる標準的な保険税率を算定し、市町村に示します。

北海道ではこれまで仮算定を4回実施し、この中で市町村からの意見などを踏まえ算定条件などの検討を行ってきたことにより条件がほぼ固まったことから1月に本算定を実施しました。

#### (1) 「納付金」及び「納付金を納めるために必要な保険税の総額」の算定結果

本算定の結果、名寄市の納付金額は、7億5,646万円と算定されました。

納付金は、国民健康保険税と国や北海道からの交付金を合わせて納付することになります。

なお、財源として必要な国民健康保険税は、加入者からいただく保険税の収納額と国から財源補填される法定軽減分を合わせた額となります。

※退職分は見込額（単位：千円）

区分	算定結果	納付金	納付金を納めるために 保険税で集めるべき額
医療分	一般	538,890	470,930
	退職	4,420	4,420
後期高齢者支援分	一般	160,560	145,050
	退職	1,340	1,340
介護分		51,250	46,370
合計		756,460	668,110
保険基盤安定繰入金（法定軽減分）		90,000千円	<b>578,110</b>

この額に国や北海道からの交付金等を合わせて納付金を納めます。

納付金	=	保険税	+	加算分	-	減算分
北海道から提示される。				国や北海道からの交付金		・ 保健事業等の経費 ・ 運営協議会経費 ※税を財源とするもの

北海道から提示される「納付金」の財源は「保険税」と、国・道からの「補てん分」となるが、保健事業等の「市の事業分」が税の財源となることから減算して算出される。

※国や北海道からの交付金とは

基盤安定負担金(保険者支援分)、北海道調整交付金、保険者努力支援制度交付金、一般会計繰入金など。

## (2) 標準保険税率の算定結果

区分	算定結果	名寄市の 現行税率(A)	標準保険税率 (B)	(A) - (B)
医療分	所得割	7.4%	8.31%	▲0.91%
	資産割	20%	22.43%	▲2.43%
	均等割	21,000円	23,288円	▲2,288円
	平等割	18,000円	19,965円	▲1,965円
後期高齢者 支援分	所得割	3%	2.47%	0.53%
	資産割	9%	7.42%	1.58%
	均等割	10,000円	8,140円	1,860円
	平等割	8,000円	6,515円	1,485円
介護分	所得割	2.4%	1.71%	0.69%
	資産割	4%	2.85%	1.15%
	均等割	10,000円	7,994円	2,006円
	平等割	8,000円	6,170円	1,830円

### (3) 名寄市の現状

被保険者数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年4~12月平均
加入者数 (年間平均)	6,888人	6,614人	6,340人	6,062人	5,732人
前年度差		▲274人	▲274人	▲278人	▲330人
人口に占める加入者の割合	23.6%	22.7%	22.1%	21.4%	20.5%

国保税収納状況

単位：千円

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度見込
一般	調定額	725,549	671,213	655,421	661,009	625,983
	収納額	604,697	578,275	584,096	604,080	564,637
	収納率	83.3%	86.2%	89.1%	91.4%	90.2%
退職	調定額	54,621	43,350	30,661	17,787	10,194
	収納額	49,976	39,373	27,582	15,618	9,057
	収納率	91.5%	90.8%	90.0%	87.8%	88.8%
収納額合計		654,673	617,648	611,678	619,698	573,694

【平成30年度収納見込額】

試算システムより算出

542,385千円  
で  
予算を組むと

### (4) 平成30年度予算(案)

単位：千円

歳入		歳出	
①国民健康保険税	542,385	①納付金	756,460
②普通交付金 (医療費分)	2,164,114	②保険給付費 (療養諸費、高額等)	2,164,114
③保険者努力支援等 (北海道支出金)	43,012	③保健事業費	43,533
④財産収入 (利子配当金)	4	④総務費 (総務管理、徴税費等)	64,053
⑤一般会計繰入金	228,873	⑤諸支出金 (償還金、還付加算金)	9,117
⑥基金繰入金	76,737	⑥基金積立	5
⑦繰越金	1	⑦公債費	800
⑧諸収入 (延滞金、過料、雑入)	2,956	⑧予備費	20,000
<b>歳入計</b>	<b>3,058,082</b>	<b>歳出計</b>	<b>3,058,082</b>

76,737千円の歳入不足となるが、基金から同額を繰入れ補てんする。

## (5) 基金について

現在の基金の状況

単位：千円

平成 28 年度末基金	100,004
平成 28 年度繰越金	44,319
<b>基金残額</b>	<b>144,323</b>



平成 29 年度予算編成時にここから  
51,737 千円を繰入れしている。

①平成 29 年度決算で 51,737 千円を繰入れした場合

**平成 30 年度基金残（見込）**

144,323 千円 - 51,737 千円 - 76,737 千円 = 15,849 千円

②平成 29 年度決算が黒字になり、51,737 千円の繰入れをしなかった場合

**平成 30 年度基金残（見込）**

144,323 千円 - 76,737 千円 = 67,586 千円

※平成 29 年度の決算の状況により基金の残額が変わります。

※平成 29 年度の決算後に療養給付費（医療費）の精算（返還金）があります。

基金を繰入れることで平成 30 年度は税率改定を行わず予算を組むことができますが、平成 31 年度の予算編成時には基金による繰入れが困難な状況が十分想定されるため、今後は適正な税率をどのようにしていくのか検討していく必要があります。

【税率改定における検討事項】

□資産割のあり方

都道府県単位化では、将来的に納付金の算定が3方式（所得割、均等割、平等割）の要素のみとなり、全道で配分基準が統一されることをもって、保険税水準の統一と定義する。としています。（北海道国民健康保険運営方針）

※道内においては約7割の市町村が4方式ですが、市では3方式が多いため、被保者数と世帯数では全道の約8割が3方式となっています。

（4方式10市、3方式25市）

平成29年度当初賦課の状況

所得割	452,297千円
資産割	41,031千円（賦課額の5%）
均等割	211,018千円
平等割	109,631千円
合計	813,977千円

合計から限度額超過分、軽減分等を減額し当初調定額となる。  
平成29年度は590,477千円

## 都道府県単位化に伴う条例改正について

平成30年3月第1回定例議会に提案(平成30年4月1日施行)

### ○名寄市国民健康保険税条例の一部改正

#### ①都道府県単位化に係る改正

国民健康保険事業費納付金など文言修正

### ○名寄市国民健康保険条例の一部改正

#### ①国民健康保険運営協議会に係る改正

名称規定を設置

任期の改正 2年⇒3年

#### ②葬祭費改正

葬祭費の額を2万円⇒3万円

## 保険制度改革

### 1. 国保税の賦課限度額見直し及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し（平成30年4月施行）

#### 【改正の趣旨】

「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定）において、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるとともに軽減措置について5割、2割軽減の対象世帯に係る判定所得を引き上げることになりました。

国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令の一部が改正されました。（改正政令は平成30年4月1日から施行）

#### ※名寄市国民健康保険税条例の改正について

平成30年度税制改正後、平成30年4月1日施行予定。

#### 【改正の概要】

- I 国民健康保険税の賦課限度額を引上げる。
- II 国民健康保険税の5割軽減と2割軽減の判定所得を引上げる。

#### 【改正の内容】

I 賦課限度額の見直し	【現行】	【改正後】
基礎賦課額	54万円	⇒ 58万円（+4万円）
後期高齢者支援金等賦課額	19万円	⇒ 19万円（据置）
介護納付金賦課額	16万円	⇒ 16万円（据置）
計	89万円	⇒ 93万円（+4万円）

#### II 軽減判定所得の引上げ

##### 【現行】

- 7割軽減基準額 = 基礎控除額 33万円
- 5割軽減基準額 = 基礎控除(33万円) + **27万円** × (被保険者数)
- 2割軽減基準額 = 基礎控除(33万円) + **49万円** × (被保険者数)

##### 【改正後】

- 7割軽減基準額 = 据置
- 5割軽減基準額 = 基礎控除(33万円) + **27.5万円** × (被保険者数)
- 2割軽減基準額 = 基礎控除(33万円) + **50万円** × (被保険者数)



## 賦課限度額の改定に伴う影響

### ①平成 30 年度保険税

	保険税（平成 30 年度）				
	均等割	平等割	所得割	資産割	限度額
基礎賦課分	21,000 円	18,000 円	7.4%	20.0%	580,000 円
後期高齢者支援分	10,000 円	8,000 円	3.0%	9.0%	190,000 円
介護分	10,000 円	8,000 円	2.4%	4.0%	160,000 円
				計	930,000 円

### ②限度額の推移

年 度	基礎賦課額		後期高齢者		介護納付金		合 計	
		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額
26 年度	51 万円	—	16 万円	+2 万円	14 万円	+2 万円	81 万円	+4 万円
27 年度	52 万円	+1 万円	17 万円	+1 万円	16 万円	+2 万円	85 万円	+4 万円
28 年度	54 万円	+2 万円	19 万円	+2 万円	16 万円	—	89 万円	+4 万円
29 年度	54 万円	—	19 万円	—	16 万円	—	89 万円	—
30 年度	58 万円	+4 万円	19 万円	—	16 万円	—	93 万円	+4 万円

### ③限度額超過世帯の推移

<基礎賦課分>

年度	限度超過				賦課限度額
	世帯数	被保者数	世帯割合	超過金額	
26年度	115	395	2.63%	30,057,762円	510,000円
27年度	132	455	3.14%	36,996,672円	520,000円
28年度	117	408	3.07%	36,355,257円	540,000円
29年度	146	478	3.72%	46,826,082円	540,000円
30年度	151	497	4.22%	47,619,863円	580,000円
30年度超過内訳	超過額4万円以上 128世帯 超過額4万円未満 23世帯		限度額引上げによる歳入増額 556万円		

### 軽減判定所得の引上げに伴う影響

平成30年度改正による 軽減拡大世帯・被保数及び金額概要

		新規2割軽減	新規5割軽減	拡大額計
医療分/支援分	世帯数	11世帯	5世帯	16世帯
	被保数	17人	11人	28人
	拡大額	157,400円	141,300円	298,700円
介護分	世帯数	5世帯	1世帯	6世帯
	被保数	6人	1人	7人
	拡大額	20,000円	5,400円	25,400円
				324,100円